

## 第5章 公害対策

### 第1節 大気汚染

#### 1.大気汚染

大気汚染は、人間や植物に悪影響を与えるほど有害な物質が大気中に放出されることであり、広い意味では火山から排出される二酸化硫黄やスギ花粉・黄砂などの自然現象も含まれますが、一般的には人間の産業活動の結果として大気が汚染されることをいいます。

大気汚染物質は、大別すると排出源の様態から「ばい煙」「粉じん」「自動車排気ガス」の3つに分類されます。この3つの分類には、それぞれ下表に示すような汚染物質が含まれています。

これらの内、炭化水素・窒素酸化物・二酸化硫黄は、光反応によって光化学スモッグとなり、雲に取り込まれて酸性雨の原因になったりします。

工場・事業所における事業活動に伴って生ずるものについては、大気汚染防止法において「ばいじん」「粉じん」として規制され、自動車の運行に伴い生ずるものについては、同法に基づき、「粒子状物質(ディーゼル黒煙)」として規制されます。

大気汚染防止法の規制対象物質

規制物質		物質の例示	発生形態	発生施設
ばい煙	硫黄酸化物	二酸化硫黄、三酸化硫黄	物の焼却	ばい煙発生施設
	ばいじん	煤など	物の燃焼又は熱源としての電気利用	ばい煙発生施設
	有害物質	窒素酸化物 カドミウム、鉛、フッ化水素 塩素、塩化水素など	物の燃焼、合成、分解など	ばい煙発生施設
粉じん	一般粉じん	セメント粉、石灰、鉄粉など	物の粉碎、選別、たい積など	一般粉じん発生施設
	特定粉じん	石綿		特定粉じん発生施設
自動車排気ガス		一酸化炭素、炭化水素、鉛、窒素酸化物	自動車の運行	自動車

## 2.大気汚染の現況

県内の大気汚染状況は、一時期に比べると改善の傾向にあるものの、自動車台数の増加等により一部の項目では更に対策を必要とする状況にあります。

なお、一般環境中における測定状況は次のとおりです。

### (1)二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）

主として石油や石炭に含まれる硫黄分の燃焼に伴い排出されますが、すべての測定値で環境基準を達成しています。

幸手局測定値（単位：ppm）

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
年平均値	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
日平均値の2%除外値	0.008	0.005	0.005	0.003	0.004	0.002
1時間値の最高値	0.057	0.048	0.039	0.015	0.019	0.016

県大気汚染常時監視測定結果報告書より抜粋

### (2)浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子物質のうち、粒径10マイクロメートル（1マイクロメートル＝1/1000mm）以下の物質を測定していますが、徐々に好転しています。

幸手局測定値（単位：mg/m<sup>3</sup>）

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
年平均値	0.034	0.037	0.037	0.035	0.034	0.033
日平均値の2%除外値	0.081	0.080	0.083	0.073	0.069	0.065
1時間値の最高値	0.271	0.279	0.295	0.182	0.204	0.189

県大気汚染常時監視測定結果報告書より抜粋

### (3)一酸化窒素（NO）

主として物の不完全燃焼により発生し、その主な発生源は自動車です。

幸手局測定値（単位：ppm）

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
年平均値	0.012	0.014	0.012	0.011	0.009	0.014
日平均値の2%除外値	0.051	0.068	0.061	0.059	0.055	0.044
1時間値の最高値	0.228	0.254	0.239	0.254	0.231	0.165

県大気汚染常時監視測定結果報告書より抜粋

(4)二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

主として物の燃焼により発生した一酸化窒素が大気中で酸化されたもので、すべての測定局で環境基準を達成しています。

幸手局測定値 (単位: ppm)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
年平均値	0.019	0.020	0.019	0.017	0.016	0.015
日平均値の2%除外値	0.035	0.038	0.036	0.034	0.031	0.030
1時間値の最高値	0.081	0.082	0.072	0.075	0.059	0.065

県大気汚染常時監視測定結果報告書より抜粋

(5)窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>)

一酸化窒素と二酸化窒素の値をあわせたもので、環境基準を達成しています。

幸手局測定値 (単位: ppm)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
年平均値	0.031	0.034	0.031	0.028	0.026	0.023
日平均値の2%除外値	0.082	0.105	0.092	0.086	0.086	0.070
1時間値の最高値	0.277	0.311	0.268	0.301	0.272	0.192

県大気汚染常時監視測定結果報告書より抜粋

3.大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	告示年月日
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	昭和48年5月16日
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	昭和48年5月8日
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	昭和53年7月11日
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	平成9年2月4日
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	平成13年4月20日

#### 4. 固定発生源規制

大気汚染を防止するため、工場・事業場などの固定発生源については、大気汚染防止法及び県生活環境保全条例に基づいて排出規制を行っています。

大気汚染防止法による発生源規制

区分	施設の種類・規模	規制物質及び規制方法
ばい煙発生施設 (届出を要する)	ボイラー、金属溶解炉等一定規模のもの(33項目)	硫黄酸化物・・・K値規制、総量規制 ばいじん・・・濃度規制 有害物質(塩化水素、窒素酸化物等5物質)・・・濃度規制 その他・・・事故時における応急・復旧措置と通報業務
一般粉じん発生施設 (届出を要する)	鉱物、土石の体積場等一定規模のもの(5項目)	一般粉じん・・・構造上の基準
特定粉じん発生施設 (届出を要する)	混合機、切断機等一定規模のもの(9項目)	石綿(アスベスト)・・・敷地境界濃度規制
特定粉じん排出等作業 (届出を要する)	吹き付け石綿の使用建築物(一定規模)の解体作業等(2項目)	吹き付け石綿(アスベスト)
特定施設 (届出を要しない)	アンモニア、フッ化水素等28物質の特定物質を発生する施設(ばい煙発生施設を除く)	特定物質(アンモニア等28物質)・・・事故時における応急・復旧措置と通報義務
特定物質排出施設 (届出を要しない)	指定物質を排出させる施設で一定規模のもの(13項目)	指定物質抑制基準 (ダイオキシン類等4物質)・・・抑制基準

県生活環境保全条例による発生源規制

区分	施設の種類・規模	規制物質及び規制方法
特定ばい煙発生施設 (届出を要する)	金属溶解炉・小型焼却炉等一定規模のもの(9項目)	硫黄酸化物・・・K値規制、総量規制 ばいじん・・・濃度規制 有害物質(塩化水素、ダイオキシン類等5物質)・・・濃度規制 小型焼却炉のみ構造基準と維持管理基準
特定粉じん発生施設 (届出を要する)	セメント製造、加工用ホッパー等一定規模のもの(6項目)	粉じん・・・構造上の基準

大気汚染防止法に基づく上乗せ条例による発生源規制

区分	施設の種類・規模	規制物質及び規制方法
ばい煙発生施設	廃棄物焼却炉(一定規模)等で、有害物質を発生する施設	塩化水素、フッ素、フッ化水素、フッ化ケイ素・・・濃度規制

## 5. 町内における届出状況

平成20年度末における各公害防止関連法令及び条例等に基づく届出状況は以下のとおりです。

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設届出状況

項番号	施設名	施設数	事業所数
1	ボイラー	34	17
5	その他の溶解炉	4	1
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉及び直火炉	2	1
13	廃棄物焼却炉	2	1
30	ディーゼル機関	9	6

指定ばい煙発生施設

項番号	施設名	施設数	事業所数
6	アルミニウム二次精錬溶解炉	1	1
9	廃棄物焼却炉	13	13

一般粉じん発生施設

項番号	施設名	施設数	事業所数
2	鉱物又は土石の堆積場	1	1

指定粉じん発生施設

項番号	施設名	施設数	事業所数
2	ベルトコンベア	8	2
4	破碎機	2	1
8	バッチャープラント	4	4

## 6. 酸性雨

水は通常、水素イオン濃度（pH）が7前後ですが、雨水には主に空気中の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）がとけ込み、pHが5～6前後になります。

これに硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）や窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）などの大気汚染物質が取り込まれてPHが低下し（酸性が強くなり）5～6以下になった雨を一般に「酸性雨」といいます。

これらの物質は、工場・事業場のばい煙や自動車の排気ガス中に含まれ、大気中で酸化され降雨の落下の過程で雨水に入り発生するといわれています。

酸性雨は湖沼や森林等の生態系に影響を与えるとされており、広域的な汚染現象であるため、特に欧米や北欧で森林が枯れるなどの被害が出て大きな問題になりました。日本でも、昭和48年に酸性雨による健康被害の訴えがあり、県内では昭和49年7月に酸性雨が降り「目が痛い」等の被害の訴えがありました。

## 7.光化学スモッグ

自動車の排気ガスや工場のばい煙などによって、大気中に排出された窒素酸化物や炭化水素等は、太陽の紫外線の影響を受けて複雑な光化学反応を起こし光化学オキシダントを発生させます。この光化学オキシダントが高濃度になると、目やのどの痛み、アサガオやサトイモなどの植物に被害を与えます。

町では、県からの注意報等の発令を受け、町内の各小中学校や関係機関へ注意を呼びかけています。

光化学スモッグ注意報等発令基準

区分	発令基準
予報	気象状況により濃度が上昇すると予想される時発令
注意報	0.12ppm
警報	0.2ppm
重大緊急法	0.4ppm

発令状況

単位：件

年度	予報	注意報	警報	重大緊急報	被害者
平成14年度	19	9	0	0	0
平成15年度	6	12	0	0	0
平成16年度	17	14	0	0	0
平成17年度	8	18	1	0	0
平成18年度	8	11	0	0	0
平成19年度	20	18	0	0	0
平成20年度	13	11	0	0	0

幸手局測定値

## 第2節 水質汚濁

## 1. 水質汚濁

工場・事業場や家庭では、水を使った後に汚れた水を排出しています。河川・湖沼に排出された汚れの量が自然の浄化能力を超えると、河川・湖沼の水がしだいに汚れていきます。これを水質汚濁といいます。

従来汚濁の原因は、工場や事業場からの排水であるとされてきましたが、水質汚濁防止法、埼玉県生活環境保全条例等の規制が強化されてからは、私たちの日常生活に起因する、生活排水による汚濁の比重が高まっています。

なお、水量の多い時期は生物化学的酸素要求量（BOD）の値は低くなり、水量の少ない時期は値が高くなる傾向があります。

## 2. 水質汚濁の現況

町内に流れる主要河川は、江戸川、大落古利根川、中川、倉松川の4河川があります。このうち江戸川を除く3河川について、毎年1地点、年4回水質調査を実施しています。

生物化学的酸素要求量（BOD）の経年変化（年平均値）

年度 河川名	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
大落古利根川	3.08	5.08	4.00	5.70	4.58	5.47	5.27
中川	4.78	3.78	3.55	5.88	3.98	4.05	4.62
倉松川	4.28	6.75	5.93	6.10	5.05	5.82	7.03

基準：5mg/l 以下

浮遊物質（SS）の経年変化（年平均値）

年度 河川名	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
大落古利根川	18.00	22.00	11.50	19.75	15.25	13.00	12.75
中川	24.75	21.00	17.75	29.25	24.25	20.00	11.75
倉松川	39.25	30.00	27.75	31.50	25.50	21.50	19.00

基準：50mg/l 以下

水素イオン濃度（pH）の経年変化（年平均値）

年度 河川名	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
大落古利根川	7.28	7.45	7.03	7.20	7.35	7.27	7.37
中川	7.30	7.50	7.13	7.23	7.33	7.22	7.40
倉松川	7.30	7.58	7.18	7.18	7.28	7.15	7.35

基準：6.5 以上、8.5 以下

溶存酸素量（D0）の経年変化（年平均値）

河川名 \ 年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
大落古利根川	9.20	7.75	8.18	7.38	7.98	7.80	9.25
中川	8.50	8.75	7.48	6.83	6.93	7.25	8.25
倉松川	7.38	8.60	6.05	6.70	6.03	6.12	7.60

基準：5mg/l 以上

全りんの経年変化（年平均値）

河川名 \ 年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
大落古利根川	0.25	0.43	0.19	0.30	0.21	0.19	0.22
中川	0.30	0.27	0.22	0.31	0.21	0.22	0.18
倉松川	0.31	0.41	0.33	0.34	0.37	0.28	0.24

全窒素の経年変化（年平均値）

河川名 \ 年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
大落古利根川	4.18	5.48	3.85	4.38	3.35	4.92	3.90
中川	4.15	3.45	2.98	3.45	3.10	2.85	2.92
倉松川	4.53	5.00	4.78	3.93	2.88	4.37	3.67

大落古利根川及び中川は「生活環境の保全に関する環境基準」C 類型指定、倉松川は類型指定無し

調査地点：大落古利根川（万願寺橋） 中川（万年橋） 倉松川（堤根橋）

### 3. 公共水域の環境基準

水質における環境基準は、人の健康の保護に関する項目（健康項目）及び生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）が定められています。

人の健康の保護に関する環境基準は、すべての公共水域に適用され、一方、生活環境の保全に関する環境基準は、公共用水域について利水目的に応じた水域類型が定められています。

なお、江戸川はA類型、大落古利根川、中川はC類型、倉松川は無指定となっています。

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01 mg/l 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下
鉛	0.01 mg/l 以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
砒素	0.01 mg/l 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下
総水銀	0.0005 mg/l 以下	チウラム	0.006 mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/l 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	ベンゼン	0.01 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	セレン	0.01 mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l 以下	ふっ素	0.8 mg/l 以下
γ-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	ほう素	1 mg/l 以下

(注)

- (1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- (2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- (3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- (4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

基準項目

項目	区分	説明	主な使われ方
一般細菌	病原生物 の指標	水の一般的清浄度を示す指標で、平常時は水道水中には極めて少ないが、これが著しく増加した場合には病原生物に汚染されている疑いがある。	
大腸菌群		大腸菌及び大腸菌と性状の似た細菌の総称で、人、動物の腸管内や土壌に存在している。水道水中に大腸菌群が検出された場合には病原生物に汚染されている疑いがある。	
カドミウム	無機物質 重金属	河川水等に検出されることはまれですが、鉱山排水や工場排水などから混入することがある。イタイイタイ病の原因物質として知られている。	電池、メッキ、 顔料
水 銀		水銀鉱床等の地帯を流れる河川や工場排水、農薬、下水などの混入によって河川水等で検出することがある。有機水銀化合物は水俣病の原因物質として知られている。	温度計、 歯科材料
セレン		鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水等で検出されることがある。	半導体材料、 顔料、薬剤
鉛	無機物質 重金属	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水等で検出されることがある。水道水中に含まれていませんが鉛管を使用している場合には検出することがある。	鉛管、蓄電池、 活字、ハンダ
砒 素		鉱泉、鉱山排水、工場排水などの混入によって河川水等で検出されることがある。	合金、 半導体材料
六価クロム		鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水等で検出されることがある。	クロム合金、 皮なめし
シアン		工場排水などの混入によって河川水等で検出されることがある。シアン化カリウムは青酸カリとして知られている。	害虫駆除剤、 メッキ
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素		窒素肥料、腐敗した動植物、生活排水、下水などの混入によって河川水等で検出される。高濃度に含まれると幼児にメトヘモグロビン血症(チアノーゼ症)を起こすことがある。	無機肥料、火薬
フッ素		主として地質や工場排水などの混入によって河川水等で検出される。適量摂取は虫歯の予防効果があるとされていますが、高濃度に含まれると斑状歯の症状が現れることがある。	フロンガス製造

第5章 公害対策

項目	区分	説明	主な使われ方
ホウ素	無機物質 重金属	火山地帯の地下水や温泉、ホウ素を使用している工場からの排水などの混入によって河川などで検出されることがある。	ガラス、陶器
四塩化炭素	一般有機 化学物質	化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、地下水汚染物質として知られている。	フロンガス原料
1,4-ジオキサン			洗浄剤
1,1-ジクロロエチレン			ポリビニリデン原料
ジクロロメタン			殺虫剤、塗料
シス 1,2-ジクロロエチレン			溶剤、香料、ラッカー
テトラクロロエチレン			ドライクリーニング
トリクロロエチレン			溶剤、脱脂剤
ベンゼン			染料、合成ゴム
クロロホルム	消毒副生 生物	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルムの合計を総トリハロメタンという。	
ジブロモクロロメタン			
プロモジクロロメタン			
プロモホルム			
総トリハロメタン			
1,3-ジクロロプロペン (D-D)	農薬	畑等で土壌害虫防除を目的に使用されますが、揮発性が高く水中から大気に気散するため、河川水等での検出例はほとんどない。	殺虫剤
シマジン (CAT)		野菜畑、果樹畑、ゴルフ場等で雑草防除を目的に使用される代表的な畑作除草剤。	除草剤
チウラム		野菜畑、果樹畑、ゴルフ場等で病害防除を目的に使用される。	殺虫剤
チオベンカルブ (ベンチオカーブ)		水田等で雑草防除を目的に使用される。	除草剤

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN /100ml以下
A	水道2級、水産1級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN /100ml以下
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN /100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	-
D	工業用水2級、農業 用水及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/l 以上	-

- (注) 1. 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
2. 水道1級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- "    2級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- "    3級 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級 ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- "    2級 サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- "    3級 コイ、フナ等、中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- "    2級 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- "    3級 特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

<参考>

水質汚濁防止法、環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令別表に掲げる水域に係る環境基準の水域類型の指定一覧表により、利根川水系の中川中・上流はC類型に属す。

水質汚濁防止法第3条第3項により、県条例にて環境基準の類型をあてはめる水域の指定で、大落古利根川はC類型に指定。

#### 4. 特定事業所等の排水基準

水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例では、特定事業場及び指定排水工場から出される排出について基準が定められています。

##### 有害物質の規制基準

(単位：mg/l)

物質	規制基準
カドミウム及びその他の化合物	カドミウム 0.1
シアン化合物	シアン 1
有機リン化合物	1
鉛及びその化合物	鉛 0.1
六価クロム化合物	六価クロム 0.5
ヒ素及びその化合物	ヒ素 0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと(定量限界 0.0005)
ポリ塩化ビフェニル	0.003
トリクロロエチレン	0.3
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04
1,1-ジクロロエチレン	0.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	セレン 0.1
ほう素及びその化合物	ほう素 10
ふっ素及びその化合物	ふっ素 8
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 ( )

1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量が100ミリグラム

## 第5章 公害対策

### 生活環境項目の規制基準

(単位：mg/l 水素イオン濃度及び大腸菌群数を除く)

項目	規制基準
水素イオン濃度 (pH)	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD)	150 (日間平均 120)
浮遊物質 (SS)	180 (日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30
フェノール類含有量	5
銅含有量	3
亜鉛含有量	2
溶解性鉄含有量	10
溶解性マンガン含有量	10
クロム含有量	2
大腸菌群数 (1cm <sup>3</sup> につき個)	日間平均 3,000
窒素含有量 (日平均排水量 50 m <sup>3</sup> 以上の特定事業場に適用)	120 (日間平均 60)
リン含有量 (日平均排水量 50 m <sup>3</sup> 以上の特定事業場に適用)	16 (日間平均 8)
化学的酸素要求量 (COD)(湖沼に直接排水する場合に適用)	160 (日間平均 120)

- ・ 有害物質は、排出量の多少にかかわらず、すべての特定施設等に適用する
- ・ 生活環境項目は、新設の場合は日平均排水量が 10m<sup>3</sup>以上の工場に適用する
- ・ 既設の場合は、日平均排水量が 30 m<sup>3</sup>以上の工場に適用する
- ・ 印は埼玉県の上乗せ基準あり 次ページ参照

特定事業場生活環境項目（上乘せ基準）

（単位：mg/g、（ ）内は日間平均値）

特定施設	上乘せ項目	生物化学的酸素要求量 (BOD)		浮遊物質量 (SS)		フェノール類 含有量
豚房（総面積 50 m <sup>2</sup> 以上） 牛房（総面積 200 m <sup>2</sup> 以上） 馬房（総面積 500 m <sup>2</sup> 以上） と畜業・死亡獣畜取扱業		80 (60)		150 (120)		5
指定地域特定施設		既存	新規	既存	新規	
し尿浄化槽 (処理対象人員が 201～500 人で指定 地域内に設置されるもの)		60	25 (20)	80 (70)	60 (50)	
し尿浄化槽	処理対象人員 501～2000 人					
	処理対象人員 2001 人以上	30		70 (60)		
下水道終末処理施設		25 (20)		60 (50)		1
上記以外の特定施設、指定排水施設						

1. 既設とは、平成 4 年 4 月 1 日前に設置された施設及び設置工事をしている施設。同日以後に設置された施設を新規とする
2. 基準の異なる複数の施設がある場合には、最も厳しい基準を適用する
3. 豚・牛・馬房は日平均排水量が 30m<sup>3</sup>以上、又は BOD の日平均汚濁負荷量が 60 kg 以上（市街化区域は 10m<sup>3</sup>、20 kg）の場合に適用する

5. 町内における届出状況

水質汚濁防止法及び、埼玉県生活環境保全条例では、規制対象であるかどうかにかかわらず、該当する施設（特定施設）についての届出を義務付けています。

水質汚濁防止法による特定施設及び指定排水施設届出数（規制対象）

平成 20 年度末現在

特定施設番号	施設名	事業所数
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	1
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	2
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	1
66	電気めっき施設	2
66-3	共同調理場に設置される厨房施設	1
71-5	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設	2
72	し尿処理施設（処理対象人員 501 人以上）	8
2001	し尿処理施設（処理対象人員 201 人以上 500 人以下）	9
イ	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	1
へ	野菜又は果実の洗浄又は切断等による加工を専ら行う業の用に供する 洗浄施設及び原料処理施設	1
10	飲料製造業の用に供する施設	1
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	1

水質汚濁防止法による特定施設届出数（規制対象外）

平成20年度末現在

特定施設番号	施設名	事業所数
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	3
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	1
3	水産食料品製造業の用に供する施設	1
4	野菜漬物製造業（缶詰・瓶詰・つぼ詰を除く）	1
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	1
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	5
23-2	新聞業・出版業・印刷業又は製版業の用に供する施設	1
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	1
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1
66-2	旅館業の用に供する施設	2
67	洗濯業の用に供する洗浄施設	14
71	自動式車両洗浄施設	16
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で総理府令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	3
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1

(1) 埼玉県による特定施設等立入検査

県では、水質汚濁防止法に基づく立ち入り検査を実施し、排水基準を超えた工場・事業場に対し、注意、勧告、命令等の行政措置を講じています。

立入検査と行政措置状況

区分 年度	立入検査				行政措置		
	立入数	排水の採取数	基準適合件数	適合率	改善命令	改善勧告	改善注意
平成15年度	12	12	11	91.7	0	0	1
平成16年度	17	14	11	78.6	0	0	3
平成17年度	24	16	12	75.0	0	0	4
平成18年度	31	18	16	88.9	0	1	1
平成19年度	13	9	6	66.7	0	0	6
平成20年度	31	21	17	81.0	0	1	3

## 6.生活排水対策

都市化の進展や生活水準の向上等に伴い、私たちが日常生活を営むうえで排出される生活排水が河川の汚濁の主な原因となっています。

このため、河川の水質を改善するためには、生活排水対策をいかに進めるかが重要な問題です。町では、下水道整備の促進や、し尿と生活雑排水を併せて処理でき、浄化能力も高い合併処理浄化槽の設置について、補助金制度を設け浄化対策を進めています。

生活排水の処理状況

単位：人

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
人口	47,262	47,240	47,380	47,413	47,562	
下水道水洗化人口	28,724	28,995	29,415	29,277	30,277	
汲み取り人口	1,783	1,547	1,429	1,363	1,327	
浄化槽	汚水処理施設人口	2,086	1,595	1,603	1,566	1,522
	合併浄化槽人口	4,069	4,895	6,082	7,364	7,894
	単独浄化槽人口	10,600	10,293	8,851	7,843	6,542

公共下水道普及状況

平成20年度末現在

処理分区別	公共下水道整備状況			水洗化状況		
	整備完了面積 (ha)	整備完了人口 (人)	普及率 (%)	整備完了世帯 (世帯)	水洗化世帯 (世帯)	水洗化率 (%)
第1処理分区 杉戸西地区	118.3	8,888	64.2	3,240	3,240	100
第2処理分区 中央地区	218.9	17,041	83.8	6,835	6,218	91.0

資料：都市施設整備課

特定環境保全公共下水道普及状況

平成20年度末現在

処理分区別	公共下水道整備状況			水洗化状況		
	整備完了面積 (ha)	整備完了人口 (人)	普及率 (%)	整備完了世帯 (世帯)	水洗化世帯 (世帯)	水洗化率 (%)
第3-1処理分区 豊岡地区	82.0	4,633	92.5	1,751	1,585	90.5

資料：都市施設整備課

町全体の普及率 64.25 % (普及人口 30,557 人、行政人口 47,562 人)

合併処理浄化槽設置補助件数

年度	5人槽	6～7人槽	8～10人槽	計	累計
平成5年度	1	10	1	12	14
平成6年度	0	8	8	16	30
平成7年度	1	12	8	21	51
平成8年度	3	4	7	14	65
平成9年度	3	15	9	27	92
平成10年度	6	13	20	39	131
平成11年度	3	31	13	47	178
平成12年度	16	20	9	45	223
平成13年度	18	11	3	32	255
平成14年度	18	14	5	37	292
平成15年度	13	14	2	29	321
平成16年度	21	20	4	45	366
平成17年度	1	4	0	5	371
平成18年度	0	3	0	3	374
平成19年度	0	1	1	2	376
平成20年度	3	1	0	4	380

補助対象外

- ・下水道法第4条第1項の認可を受けた地域（公共下水道関係）
- ・下水道法第25条の3第1項の認可を受けた地域（流域下水道関係）  
（町の下水道整備はここにあてはまる）
- ・コミュニティプラント設置区域
- ・農業集落排水処理施設の計画区域

### 第3節 騒音

#### 1. 騒音

騒音は、日常生活に関係が深い公害であり、その発生源も多種多様です。特に、工場・事業場、建設作業及び各種交通機関から発生するやかましい音は、睡眠や会話を妨げるなど生活環境を損なうため、「好ましくない音」「ないほうがよい音」として規制されています。

また、工場・事業場、建設作業などの騒音だけでなく、飲食店、家庭などから発生する騒音も多くなっています。これらの騒音は近隣騒音といわれており、今日的な問題となっています。

発生別騒音苦情件数

区分 年度	工場・事業場	資材置場	近隣騒音	その他
平成16年度	5	1	4	0
平成17年度	5	0	3	0
平成18年度	5	1	3	0
平成19年度	6	1	1	0
平成20年度	6	0	2	0

(参考) 近隣騒音：音楽、自動車、日曜大工など その他：爆音機

#### 2. 一般環境基準

一般地域の環境基準

地域の区分		時間の区分	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A地域	1・2種低層住専、1・2種中高層住専		55dB以下	45dB以下
B地域	1・2種住居、準住居、用途地域外			
C地域	近隣商業、商業、準工、工業		60dB以下	50dB以下

(注) 工業専用地域については適用されない

道路に面する地域の環境基準

地域の区分	時間の区分	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域		65dB以下	60dB以下

(注) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）

区分	時間の区分	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
屋外	70dB以下	65dB以下
窓を閉めた屋内	45dB以下	40dB以下

（注）

1. 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道及び4車線以上の市町村道をいう。
2. 近接する空間とは、道路端からの距離が2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいう。
3. 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

自動車騒音に係る要請限度

区域の区分と要請限度

区分	時間の区分	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

環境基準及び要請限度の地域及び区域の区分

- A 地域及び a 区分・・・ 第1種（第2種）低層住居専用地域  
第1種（第2種）中高層住居専用地域
- B 地域及び b 区分・・・ 第1種（第2種）住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
- C 地域及び c 区分・・・ 商業地域、近隣商業地域、工業地域、準工業地域

幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度（特例）

昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
75dB	70dB

### 3. 特定施設（法規制対象）

工場等のうち特定施設を設置する事業場をいい、著しい騒音を発生する11種類の施設が次のとおり定められています。

騒音規制法における特定施設

1. 金属加工機械	
イ	圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kw以上）
ロ	製管機械
ハ	ベンディングマシン（ロール式で原動機の定格出力が3.75kw以上） 金属材料の曲げ加工機械
ニ	液圧プレス（矯正プレスを除く）
ホ	機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン(KN)以上）
ヘ	せん断機（原動機の定格出力が3.75kw以上） ハサミのように対になっている刃によって切断する機械
ト	鍛造機
チ	ワイヤーフォーミングマシン 針金や線材を加工する機械
リ	ブラスト（タンブラスト以外で密閉式を除く） 砂、鋼球等を使用して鑄物等の表面処理を行う機械 タンブラスト＝回転容器の中に鑄物等を入れ反転させながら砂等を投射して表面処理を行う機械
ヌ	タンブラー 筒状の容器に小物の製品（鑄物等）と多角型の鉄片を入れ回転させて表面処理を行う機械
ル	切断機（といしを用いるものに限る） 1つの刃によって切断する機械。
2. 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kw以上） 圧縮機・・・冷凍機を除く 送風機・・・排風機を含む	
3. 土石用又は鋳物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kw以上）	
4. 織機（原動機を用いるもの）	
5. 建設用資材製造機械	
イ	コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上）
ロ	アスファルトプラント（混練重量が200kg以上）
建設工事等で現場で工事期間中だけ（イ）又は（ロ）を設けて行う作業は、特定建設作業の規制対象となる	
6. 穀物用製粉機（ロール式で原動機の定格出力が7.5kw以上）	
7. 木材加工機械	
イ	ドラムバーカー 鉄製大型ドラムを回転させ、原木の樹皮を除去する機械
ロ	チップパー（原動機の定格出力が2.25kw以上） 丸太などをチップ（小削片）状に切削する機械

騒音規制法における特定施設（つづき）

八	砕木機 木材粉を製造する機械
二	帯のこ盤（製材用は15kw以上、木工用は2.25kw以上）
ホ	丸のこ盤（製材用は15kw以上、木工用は2.25kw以上）
へ	かな盤（原動機の定格出力が2.25kw以上）
8.抄紙機 紙をすき、乾燥させる機械	
9.印刷機械（原動機を用いるもの）	
10.合成樹脂用射出成形機	
11.鋳型造型機（ ジョルト式 ） ジョルト式：鋳枠に衝撃を与えることにより鋳物砂を充填する方式 馬力の換算：1馬力 = 0.746kw	

特定施設等の騒音規制基準

単位：dB

時間の区分 地域の区分	朝 (6時～8時)	昼間 (8時～19時)	夕 (19時～22時)	夜間 (22時～6時)
第1種区域	45	50	45	45
第2種区域	50	55	50	45
第3種区域	60	65	60	50
第4種区域	65	70	65	60

区域の区分

- 第1種区域・・・ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- 第2種区域・・・ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- 第3種区域・・・ 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
- 第4種区域・・・ 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

規制基準の特例

第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50m以内は、当該値から5dB減じた値となる。

- ・ 学校
- ・ 保育所
- ・ 病院及び診療所で患者の収容施設を有するもの
- ・ 図書館
- ・ 特別養護老人ホーム

#### 4. 町内における届出状況

騒音規制法に基づく特定施設の設置や使用にあたっては、その特定施設の設置を開始する30日前までに届出が必要です。

届出は、届出者の氏名・名称（法人にあつてはその代表者名）、工場（事業場）の名称、所在地、特定施設の種類ごとの数及び騒音の防止方法を記載した届出書に特定施設の配置図、特定工場等及びその付近の見取図、防音対策（防音装置、遮音壁等）の資料を添付して提出してください。

現在の届出状況については、以下のようになっています。

特定施設の届出状況

平成20年度末現在

施設名	区分	施設数	工場数
1	金属加工機械	97	25
2	空気圧縮機及び送風機	174	18
3	土石用破碎機等	4	2
4	織機	20	1
5	建設用資材製造機械	4	4
7	木材加工機械	8	1
9	印刷機械	4	0
10	合成樹脂用射出成型機	22	3
11	鋳型製造機	1	1

施設数：対象となる工場内で設置されている施設の延べ数を計上しています。

工場数：主要となる施設を設置している施設名の欄にのみ計上しています。

#### 5. 特定建設作業（騒音）

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する次の8つの作業を特定建設作業と定め、作業に伴って発生する騒音が規制の対象となる。

騒音規制法の対象である建設作業は、工場騒音における特定施設と同様、建設作業一般ではなく、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業のうち政令で定めるもののみに限られています。

騒音規制法における特定騒音作業

1. くい打機等（くい打機を アースオーガーと併用する作業を除く） アースオーガー：スクリューを回転させて、内筒形の穴を掘る機械。	
イ	くい打機（もんけんを除く） もんけん：人力で重りを引上げ、その落下衝撃力によって主に木杭を打込む装置。
ロ	くい抜機
ハ	くい打くい抜機（圧入式を除く） 圧入式：打撃や振動によらず、油圧や水圧を利用する方式。
2. びょう打機 鋼材相互のリベット接合に使用する。リベットハンマー、リベッターともいわれる	

騒音規制法における特定騒音作業（つづき）

3. さく岩機（連続的に移動する場合は、1日の移動距離が50m以内の作業に限る） 岩盤掘削、トンネル掘削、建物解体、舗装道路面の破砕等に使用され、さく孔を主とするもの（ドリル等）と打撃により破砕を行うもの（ブレーカ）とに大別される	
4. 空気圧縮機 （電動機以外の原動機を用いるもの定格出力が15kw以上、さく岩機の動力として使用する場合を除く） 各種建設機械の動力源、地下における圧気工事等の空気の圧送用として使用される	
5. 建設用資材製造機械	
イ	コンクリートプラント （混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上、モルタル製造のためのコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）
ロ	アスファルトプラント（混練容量が200kg以上）
6. バックホウを使用する作業（定格出力が80kw以上、ただし環境大臣が指定するものを除く）	
7. トラクターショベルを使用する作業（定格出力が70kw以上、ただし環境大臣が指定するものを除く）	
8. ブルドーザーを使用する作業（定格出力が40kw以上、ただし環境大臣が指定するものを除く）	

（注）使用する機械がその作業を開始した日に終わる場合は、規制の対象とならない

特定建設作業の基準（騒音規制法）

項目	区域区分		備考
	1号区域	2号区域	
基準値	85dB		作業場所の敷地境界線上
作業禁止時間	19:00～7:00	22:00～6:00	災害時の緊急作業時等について 例外規定が設けられている
最大作業時間	10時間/日	14時間/日	
最大作業日数	連続6日		
作業禁止日	日曜日・休日		

区域区分

1号区域・・・ 1種低層・2種低層・1種中高層・2種中高層・1種住居、2種住居・準住居・近隣商業・商業・準工・用途外及び、上記の区域以外の区域で「学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム」の周囲80m以内の区域

2号区域・・・ 工業地域、一部の工業専用地域

## 6. 指定施設（県条例）

工場・事業場に設置されている施設のうち、埼玉県生活環境保全条例により騒音の規制対象となる7種類が指定騒音施設として定められています。

埼玉県生活環境保全条例における特定騒音施設

1. 木工加工機械	
イ	帯のこ盤（製材用＝定格出力が15kw未満、木工用＝定格出力が2.25kw未満）
ロ	丸のこ盤（製材用＝定格出力が15kw未満、木工用＝定格出力が2.25kw未満）
ハ	かんな盤（定格出力が2.25kw未満）
2. 合成樹脂用粉砕機 合成樹脂を再利用するのに粉砕するための機械	
3. ペレタイザー 合成樹脂のペレット（小粒）を製造する機械	
4. コルゲートマシン ダンボール紙製造機械	
5. シェイクアウトマシン 鋳型に振動を与え、砂と鋳物を分離する機械	
6. ダイカスト機 アルミ、スズ等の金属を金型鋳造する機械	
7. 冷却塔（定格出力が0.75kw以上）	

指定騒音作業については、業として行う作業（工場等において事業の一部として作業を行う場合）のうち、以下に示す作業が該当します。

埼玉県生活環境保全条例における指定騒音作業

1. 金属板（厚さ0.5mm以上）のつち打加工
2. ハンドグラインダー 鋳物鋳造の際のバリ取り研磨、金属の溶接部の研磨等に使用
3. 高速切断機の使用
4. 電気のかぎり又は電気かんなの使用

## 7. 町内における届出状況

特定騒音施設の届出状況

平成20年度末現在

施設名	区分	平成20年度末現在	
		施設数	工場数
1 木材加工機械		139	48
2 合成樹脂用の粉砕機		2	0
3 ペレタイザー		2	0
7 冷却塔		35	9

施設数：対象となる工場内で設置されている施設の延べ数を計上しています。

工場数：主要となる施設を設置している施設名の欄にのみ計上しています。

## 8. 屋外作業場における基準

埼玉県生活環境保全条例において、生活環境を保全するために屋外作業場について騒音と振動の規制基準を設けています。

- 一 廃棄物、原材料その他の規則で定めるものを保管するために屋外に設けられた場所で、面積が一五〇平方メートル以上であるもの
- 二 自動車駐車場（駐車場法第二条第四号に規定する自動車の収容能力が二〇台以上のものに限る。）
- 三 トラクターミナル（自動車ターミナル法第二条第六項に規定するトラクターミナルをいう。）

屋外作業場の騒音規制基準

単位：dB

時間の区分 地域の区分	朝 (6時～8時)	昼間 (8時～19時)	夕 (19時～22時)	夜間 (22時～6時)
第1種区域	45	50	45	45
第2種区域	50	55	50	45
第3種区域	60	65	60	50
第4種区域	65	70	65	60

### 区域の区分

- 第1種区域・・・ 第1種（第2種）低層住居専用地域、第1種（第2種）中高層住居専用地域
- 第2種区域・・・ 第1種（第2種）住居地域、準住居地域、用途地域の指定がない地域
- 第3種区域・・・ 商業地域、近隣商業地域、準工業地域
- 第4種区域・・・ 工業地域、工業専用地域

### 規制基準

- ・各基準値は、事業場の敷地境界における値です
- ・用途地域は、都市計画法に基づく区分です

## 9. 深夜営業騒音の規制（県条例）

飲食店営業等（飲食店、喫茶店、ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、店舗面積が500㎡以上の小売店、保養を目的とする公衆浴場）に係る夜間における騒音が対象となります。

深夜営業騒音の規制基準

単位：dB

時間の区分 地域の区分	規制基準	規制時間	備考
第1・2種区域	45	22時～6時	測定場所は、深夜営業を行う場所の敷地境界線
第3・4種区域	50		

## 第4節 振動

### 1. 振動

振動は、騒音や悪臭と同様に感覚公害の一つであり、レベルが大きくなると物的被害を生ずることもあります。一般的には心理的、精神的な影響が大半を占め、その影響範囲も発生源から半径10mから20mくらいまでが大部分です。しかし、地盤の状況によっては、被害範囲も変化することがあります。

主な発生源は工場・事業場・建設作業、交通機関等が上げられます。また、振動の発生源が、同時に騒音発生を伴うことも多くあります。

レベル	感覚レベル	震度	気象庁震度階
90dB	人体に生理的影響が生じ始める	4	家屋の振動が激しく、すわりの悪い花瓶などは倒れ、器内の水はあふれ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人々は戸外に飛び出す程度
80dB	産業職場で振動が気になる (8時間振動にさらされた場合) 深い睡眠にも影響がある	3	家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のようなつり下げ物は相当揺れ、器内の水面の動くのがわかる程度
70dB	浅い睡眠に影響がではじめる	2	大勢の人に感じる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかるくらい
60dB	振動を感じ始める ほとんど睡眠影響はない	1	静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感じる程度
40dB ~50dB	常時微動	0	人体に感じないで地震計に記録される程度

### 2. 特定施設（法規制対象）

工場等のうち特定施設を設置する事業場をいい、著しい振動を発生する10種類の施設が次のとおり定められています。

#### 振動規制法における特定施設

1. 金属加工機械	
イ	液圧プレス（矯正プレスを除く）
ロ	機械プレス
ハ	せん断機（定格出力が1kW以上）
ニ	鍛造機
ホ	ワイヤーフォーミングマシン（定格出力が37.5kW以上）
2. 圧縮機（定格出力が7.5kW以上）	
3. 土石用又は鋳物用の破砕機、磨砕機、ふるい及び分級機（定格出力が7.5kW以上）	
4. 織機（原動機を用いるもの）	

振動規制法における特定施設（つづき）

5. コンクリートブロックマシン等	
	コンクリートブロックマシン（定格出力の合計が2.95kW以上） コンクリート管製造機械 コンクリート柱製造機械（定格出力の合計が10kW以上）
6. 木材加工機械	
イ	ドラムバーカー
ロ	チップパー（定格出力が2.2kW以上）
7. 印刷機械（定格出力が2.2kW以上）	
8. ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外で定格出力が30kW以上）	
9. 合成樹脂用射出成形機	
10. 鋳造型機（ジョルト式のもの）	

特定施設等の振動規制基準

単位：dB

時間の区分 地域の区分	昼 (8時～19時)	昼間 (19時～8時)
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

区域の区分

- 第1種区域・・・ 第1種（第2種）低層住居専用地域、第1種（第2種）中高層住居専用地域  
第1種（第2種）住居地域、準住居地域、用途地域の指定がない地域
- 第2種区域・・・ 商業地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域

規制基準の特例

次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50m以内は、当該値から5dB減じた値となる。

- ・ 学校
- ・ 保育所
- ・ 病院及び診療所で患者の収容施設を有するもの
- ・ 図書館
- ・ 特別養護老人ホーム

3. 振動規制法に基づく届出

振動規制法に基づく特定施設の設置や使用にあたっては、その特定施設の設置を開始する30日前までに届出が必要です。

届出は、届出者の氏名・名称（法人にあつてはその代表者名）、工場（事業場）の名称、所在地、特定施設の種類ごとの数及び騒音の防止方法等を記載した届出書に特定施設の配置図、特定工場等及びその付近の見取図、振動対策の資料を添付して提出します。

#### 4. 特定建設作業（振動）

建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する次の4つの作業を特定建設作業と定め、作業に伴って発生する振動が規制の対象となります。

##### 振動規制法における特定騒音作業

1. くい打機（もんけん・圧入式を除く）、くい抜機（油圧式を除く）又はくい打くい抜機（圧入式を除く） 圧入式：打撃や振動によらず、油圧や水圧を利用する方式
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 クレーン等にワイヤーでつり下げた鋼球を落下、横振りさせ、その衝撃力で工作物を破壊する
3. 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る） ハンマーの落下衝撃力を利用して舗装版等の破砕を行う。ドロップハンマーとも言われる
4. ブレーカー（手持式を除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る） さく岩機の一つであり、建物の解体や舗装版の破砕等に使用される

（注）使用する機械がその作業を開始した日に終わる場合は、規制の対象とならない

##### 特定建設作業の基準（振動規制法）

項目	区域区分		備考
	1号区域	2号区域	
基準値	75dB		作業場所の敷地境界線上
作業禁止時間	19:00～7:00	22:00～6:00	災害時の緊急作業時等について 例外規定が設けられている
最大作業時間	10時間/日	14時間/日	
最大作業日数	連続6日		
作業禁止日	日曜日・休日		

##### 区域区分

1号区域・・・ 1種低層・2種低層・1種中高層・2種中高層・1種住居、2種住居・準住居・近隣商業・商業・準工・用途外及び、上記の区域以外の区域で「学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム」の周囲80m以内の区域

2号区域・・・ 工業地域

## 5. 道路交通振動

道路交通振動が、周辺の生活環境を著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者又は公安委員会に対し措置をするよう要請できる。

道路交通振動の要請限度

区分	時間の区分	
	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第1種(第2種)低層住居専用地域 第1種(第2種)中高層住居専用地域 第1種(第2種)住居地域、準住居地域 用途地域の指定がない地域	65dB	60dB
商業地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域	70dB	65dB

## 6. 指定振動施設(県条例)

指定振動施設は、工場・事業場に設置されている施設のうち、著しい振動を発生する2種類の施設が定められている。

規制基準は振動規制法の基準と同じ。

埼玉県生活環境における指定振動施設

1. シェイクアウトマシン (振動台上で振動を利用して砂落しや鋳枠と鋳型の分離を行う)
2. オシレイティングコンベア (鋳物を鋳型から取り出す型ばらし工程後の砂の輸送に適する)

## 第5節 悪臭

### 1. 悪臭

悪臭は、工場・事業場などから排出される悪臭をもつ物質が、付近の住民の嗅覚を刺激し不快感などをもたらすもので、騒音・振動とともに感覚公害と呼ばれています。

感覚公害の一般的特徴としては、住民の日常生活に直接影響する、発生源から影響を受ける範囲が狭い、汚染質の蓄積がないことなどがあげられます。

悪臭の場合にも、これらの特徴があてはまりますが、影響範囲は排出口からの拡散により広範囲に及ぶことがあります。

発生源別悪臭苦情件数

区分 年度	焼却	工場・ 事業場	家畜	水路	資材 置場	ペット	その他
平成 15 年度	0	0	0	0	2	0	2
平成 16 年度	6	1	1	1	1	1	3
平成 17 年度	5	1	0	1	1	2	3
平成 18 年度	1	4	1	2	0	0	2
平成 19 年度	4	1	0	2	0	0	5
平成 20 年度	1	4	2	1	0	0	1

その他：陶芸釜焼きの臭い、仮設トイレ等

### 2. 悪臭の排出基準

悪臭の対策は、悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく事業場等への規制があります。

悪臭防止法では、アンモニアなどの悪臭の原因となる 22 物質が指定され、これらの悪臭物質の排出基準が定められていたところでした。

平成 18 年 10 月 1 日からは悪臭物質の排出基準に代わり臭気指数規制が導入され、基準値が定められています。

臭気指数規制とは...

現行の悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく規制基準では、特定の事業所等が悪臭を発生させていても、そのにおいの成分に基準以上の特定悪臭物質が含まれていなければ、規制を受けることはありませんでした。そのため、現在における多くの悪臭苦情は、複数の成分からなる複合臭などのため規制がかけられないことも多くなりました。

しかし、臭気指数規制になることで、においの成分ではなく、におい全体の強さが規制対象となります。更に、特定の事業所等ではなく、全事業所が規制対象とするものです。

第5章 公害対策

敷地境界線における悪臭の規制基準

平成20年9月30日現在

単位：ppm

悪臭物質	区域の区分		
	A区域 B・C以外の区域	B区域 農業振興地域	C区域 工業地域 工業専用地域
アンモニア	1	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.07
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.009	0.02
イソバレールアルデヒド	0.003	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	0.9	4
酢酸エチル	3	3	7
メチルイソブチルケトン	1	1	3
トルエン	10	10	30
スチレン	0.4	0.4	0.8
キシレン	1	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.004

敷地境界線における臭気指数規制の基準値（1号規制）

平成20年10月1日現在

地域区分	基準値
A区域（B区域、C区域以外の区域）	15
B区域（農業振興区域）	18又は21
C区域（工業地域、工業専用区域）	18

### 3. 排出口における規制基準

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレリルアルデヒド、イソバレリルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンの13物質について、排出口における規制があります。

#### 排出水中の規制基準

平成20年9月30日現在

物質名	排出水の流量 (m <sup>3</sup> /s)	排出水中の濃度 (mg/l)		
		A区域	B区域	C区域
メチルメルカプタン	0.001以下	0.03	0.03	0.06
	0.001を超え0.1以下	0.007	0.007	0.01
	0.1を超過	0.002	0.002	0.003
硫化水素	0.001以下	0.1	0.1	0.3
	0.001を超え0.1以下	0.02	0.02	0.07
	0.1を超過	0.005	0.005	0.02
硫化メチル	0.001以下	0.3	0.3	2
	0.001を超え0.1以下	0.07	0.07	0.3
	0.1を超過	0.01	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001以下	0.6	0.6	2
	0.001を超え0.1以下	0.1	0.1	0.4
	0.1を超過	0.03	0.03	0.09

#### 悪臭物質と主な発生源事業場

アンモニア し尿のような臭い	畜産農業、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、ごみ処理場、下水処理場等
メチルメルカプタン 腐ったタマネギのような臭い	クラフトパルプ製造業、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場
硫化水素 腐った卵のような臭い	畜産農業、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、ピスコースレーヨン製造業、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化メチル 腐ったキャベツのような臭い	クラフトパルプ製造業、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
二硫化メチル 腐ったキャベツのような臭い	クラフトパルプ製造業、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
トリメチルアミン 腐った魚のような臭い	畜産農業、複合肥料製造業、水産かん詰製造業等
アセトアルデヒド 刺激的な青ぐさい臭い	アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造工場、酢酸ビニル製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造業等

悪臭物質と主な発生源事業場（つづき）

プロピオンアルデヒド 刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	塗装工場、自動車修理工場、印刷工場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造業
ノルマルブチルアルデヒド 刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	
イソブチルアルデヒド 刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	
ノルマルバレルアルデヒド むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	
イソバレルアルデヒド むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	
イソブタノール 刺激的な発酵した臭い	塗装工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、印刷工場、輸送用機械器具製造業、鋳物工場等
酢酸エチル 刺激的なシンナーのような臭い	
メチルイソブチルケトン 刺激的なシンナーのような臭い	
トルエン ガソリンのような臭い	
キシレン ガソリンのような臭い	
スチレン 都市ガスのような臭い	ステンレス製造工場、ポリスチレン製造工場、ポリスチレン加工工場、SBR 製造工場、FRP 製造工場、化粧合板製造工場等
プロピオン酸 刺激的な酸っぱい臭い	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、でん粉製造工場等
ノルマル酪酸 汗臭い臭い	畜産農業、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造工場、でん粉製造工場、し尿処理場、廃棄物処分場等
ノルマル吉草酸 むれた靴下のような臭い	
イソ吉草酸 むれた靴下のような臭い	

#### 4. 県生活環境保全条例に基づく規制

悪臭防止法では、代表的な物質を悪臭物質として指定し対処しているものの、悪臭物質を含まない悪臭苦情については対処しきれません。

これらの問題に対処するため、県生活環境保全条例では塗装工事業など13業種の工場等を対象に、官能法（三点比較式臭袋法）による臭気濃度に基づく排出基準を定めています。

官能法は、悪臭を人の嗅覚で判定するため法の悪臭物質を含まない悪臭や悪臭物質を含む複合臭にも対応することができます。

埼玉県生活環境保全条例に定められている対象業種

平成20年9月30日現在

業種	備考
1. 塗装工事業	
2. 食料品製造業	
3. 合板製造業	
4. 家具製造業	
5. パルプ・紙・紙加工品製造業	塗工紙製造業以外は、有機溶剤を使用して製造又は加工を行うものに限る
6. 印刷業	
7. 化学工業	
8. プラスチック製品製造業	強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業及び強化プラスチック製容器・浴槽等製造業を除く
9. ゴム製品製造業	
10. 電線・ケーブル製造業	
11. 金属製品製造業	塗装工程を有するものに限る
12. 一般機械器具製造業	塗装工程を有するものに限る
13. 輸送用機械器具製造業	塗装工程を有するものに限る

埼玉県生活環境保全条例における規制基準

平成20年9月30日現在

地域の区分	規制の種類	敷地境界線の地表における許容限度		気体排出口における許容限度	
		臭気濃度	許容限度	臭気濃度	許容限度
第1種区域		臭気濃度	10	臭気濃度	300
第2種区域		臭気濃度	20	臭気濃度	500
第3種区域		臭気濃度	30	臭気濃度	1,000

第1種区域・・・ 第1種（第2種）低層住居専用地域、第1種（第2種）中高層住居専用地域  
第1種（第2種）住居地域、準住居地域、用途地域の指定がない地域

第2種区域・・・ 商業地域、近隣商業地域、準工業地域

第3種区域・・・ 工業地域、工業専用地域

## 第6節 地盤沈下

## 1.地盤沈下

私たちが住んでいるこの大地が徐々に沈んでいく現象で、大気汚染、水質汚濁などと並んで7大公害の一つとされています。

地盤沈下には、他の公害とは違った特徴があります。沈下量は大きくても1年間に数センチで、沈下面積も大変広いことが多く、進行しつつある地盤沈下現象を感覚的にとらえることができません。

また、一度沈下した地盤は再び元には戻りません。全沈下量の数パーセントが回復した例はありますが、元の高さまで地盤が復元することはありません。

沈下の主な原因は、地下水を過剰に汲み上げることによって起こるといわれています。

対策としては、地下水の採取規制・代替水の使用・水使用の合理化・地下水のかん用・節水などがあげられます。

精密水準測量成果表

(埼玉県地盤沈下調査報告書より)

所在地		調査開始年月日	各年別変動量 (mm) 各年1月1日					過去5年間の変動量 (mm)	調査開始年からの変動量 (mm)	H21.1.1の真高 (T.P) (m)
町(字)名	目標		H16 H17	H17 H18	H18 H19	H19 H20	H20 H21			
下高野 386	消防団第1分団	S47.1.1	-12	-2	+4	-11	+9	-12	-636	8.329
清地 2-9-29	杉戸町役場境内	S62.1.1	-12	0	+3	-15	+7	-17	-163	8.371
杉戸 2-1588-2	大河原宅前交差点西側	S61.1.1	-10	+1	+3	-10	+8	-8	-167	8.630
大島 39	稻荷神社境内	H5.1.1	-9	0	+2	-10	+9	-7	-70	7.019
並塚 787-1	(有)武井鶏園内	S48.1.1	-11	-2	+8	-8	+1	-13	-720	5.649
才羽地内	源長寺境内	H10.1.1	-11	0	+6	-10	+2	-13	-39	5.124
屏風 115	八幡神社境内	S50.1.1	-10	+1	+3	-12	+4	-15	-365	7.639
下高野 332-1	杉戸地下水位観測所脇	S56.1.1	-10	0	+2	-10	+8	-10	-317	9.290
佐左門 1372-1	消防団第六分団前	S57.1.1	-8	+2	+4	-8	+3	-8	-248	6.022
堤根 4545-1	上新田集会所	H17.1.1		+2	-1	-10	+8		-1	7.386
堤根 3913	九品寺境内	H16.1.1	-8	+3	+3	-10	+10	-2	-2	7.877

## 第7節 土壤汚染

## 1. 土壤汚染

土壤汚染は、大気・水等を媒介として土壤を汚染する現象であり、その汚染の種類には、有機物によるもの、無機塩類によるもの、重金属によるものなどがありますが、特に問題となるのは、土壤中に長期間残留し蓄積するカドミウム等の重金属類です。

そして、これらの物質は農作物の生育を阻害するとともに、農作物を媒介として、人間の健康にも悪影響を及ぼすことが知られています。

このような環境としての土壤の役割、土壤の汚染の態様を踏まえ、公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条第1項に基づき、土壤の汚染につき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持する事が望ましい基準として「土壤の汚染に係る環境基準」が、平成3年8月23日環境庁告示第46号が環境庁（現環境省）より告示されました。

土壤の汚染に係る環境基準

項目	環境基準
1 カドミウム	0.01 mg/L 以下 (農用地では米 1kg につき 1 mg未満であること)
2 全シアン	検出されないこと
3 有機燐	検出されないこと
4 鉛	0.01 mg/L 以下
5 六価クロム	0.05 mg/L 以下
6 砒素	0.01 mg/L 以下 (農用地(水田)では土壤 1kg につき 15 mg未満であること)
7 総水銀	0.0005 mg/L 以下
8 アルキル水銀	検出されないこと
9 PCB	検出されないこと
10 銅	農用地(水田)では土壤 1kg につき 125 mg未満であること
11 ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
12 四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
13 1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
14 1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下
15 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
16 1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
17 1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
18 トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下

## 土壌の汚染に係る環境基準（つづき）

項目	環境基準
19 テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
20 1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
21 チウラム	0.006 mg/L 以下
22 シマジン	0.003 mg/L 以下
23 チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
24 ベンゼン	0.01 mg/L 以下
25 セレン	0.01 mg/L 以下
26 フッ素	0.8 mg/L 以下
27 ホウ素	1 mg/L 以下

## 第8節 電波障害

### 1. 電波障害

電波障害の対策は、現行法上の規定はなく明文化された救済規定もありません。

今日、テレビジョン放送が社会の中で果たす役割は極めて重要なものがあり、単に報道、教育、教養、娯楽など情報を得るための手段としてだけでなく、放送に対するニーズの多様化、高度化に対して情報伝達の中心的役割を果たそうとしております。

一方、土地の高度利用による建造物の高層化等により、テレビ受信障害が発生しております。

町では、「開発行為等指導要綱」を定め、電波障害が発生するおそれがある中高層建築物（10メートルを超える建築物）を新たに建築する建築主に対し、あらかじめテレビ電波障害発生の予測調査を行うなど、電波障害発生の防止について指導を行っています。

#### 一般的な電波障害の問い合わせ先

問い合わせ先	電話番号
NHK 受信相談窓口	0570-00-3434
関東受信環境クリーン協議会	03-6238-1945
(株) JCN 関東カスタマーセンター	0120-29-0707
関東総合通信局お問合せ相談窓口	03-6238-1945
(株) テブコケーブルテレビ埼玉支社	048-638-7169

## 第9節 鳥獣保護

### 1. 傷病野生鳥獣の保護

自然環境の悪化により、野生鳥獣を取り巻く環境も日に日に悪化しています。人間が住みやすい環境だけに視点を置くのではなく、野生の生物にとっても棲み良い環境作りが必要です。

本町では、県の定める「傷病野生鳥獣保護治療事業実施要領」に基づき、町民からの連絡により、傷ついた野生鳥獣を、県の指定する「傷病野生鳥獣保護診療機関」(春日部市：森田一獣医科病院)へ移送しています。

### 2. 有害鳥獣捕獲・駆除の許可

傷ついた野生鳥獣の保護を行っている一方、カラスやカワラバトによる農作物等に対する被害の対応については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく捕獲・駆除の許可を行うことがあります。

鳥獣保護との兼ね合いがあり捕獲・駆除の許可要件として、防鳥網の設置、防護柵の設置、忌避剤の散布、追い払いなどの対策を行っていること、その被害が広範囲であること、また、その被害を受けている農作物により生計を営んでいる必要があります。

そのため、通常各家庭で行われている自己栽培は、捕獲・駆除の対象には該当しないため、現在のところ防鳥網(ネット)等を張るなどの自衛策をしていただく方法しかありません。

生計を営んでいる場合の被害の程度とは、広範囲で2割から3割の減収がある場合を指しますが、経済被害があったとしても局地的なものは除かれます。

### 3. 猟銃禁止区域

市街地や人家の立てこんだ場所、人の多く集まる場所では猟銃が禁止されていますが、高野台・中央地区・本郷地区の市街化区域内、大字下高野、下野の一部及び大島新田調節地周辺地域以外については、定められた期間中(11月15日から翌年2月15日まで)に限り、狩猟が許可されています。

### 4. 鳥獣飼養許可

現在、埼玉県では野生鳥獣をあい玩目的のため(姿や鳴き声を楽しむため)に、新たに捕獲、飼育することは認めていません。

## 第10節 苦情

## 1. 公害に関する苦情

公害に関する苦情は、地域住民の生活に密着した切実な問題です。したがって、苦情に対する迅速な処理が重要です。

苦情の件数を見ると、近年においては増加傾向にありましたが、平成19・20年度については減少しております。また、大気・水質・土壌・騒音・振動・地盤沈下・悪臭といった典型7公害よりも、雑草・不法投棄・害虫・樹木の管理など日常生活に密着した苦情が多い傾向にあります。

これら近隣公害は、住宅の密集化と公害に対する意識の高揚とともに、快適な環境の中で生活したいという町民の意識のあらわれと思われれます。

年度別公害苦情件数

年度 \ 種類	大気	水質	騒音	振動	土壌汚染	悪臭	地盤沈下	その他	合計
平成14年度	63	7	12	1	0	10	0	130	223
平成15年度	30	7	9	1	0	4	0	89	140
平成16年度	23	3	10	2	2	14	0	121	175
平成17年度	30	2	9	0	0	18	0	155	214
平成18年度	35	4	14	2	1	15	0	159	230
平成19年度	28	1	8	1	1	15	0	116	170
平成20年度	18	4	8	1	0	9	0	72	112

大気・悪臭は焼却による苦情を含むため多くなっています。

その他とは、雑草・不法投棄・害虫・樹木管理・ペットの鳴声など。

地域別公害苦情件数

年度 \ 地区	西地区	中央地区	東地区	南地区	泉地区	合計
平成14年度	39	56	46	33	49	223
平成15年度	24	35	29	20	32	140
平成16年度	24	45	41	22	43	175
平成17年度	39	76	24	32	43	214
平成18年度	47	80	34	31	38	230
平成19年度	28	49	29	21	43	170
平成20年度	16	36	7	21	32	112